

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(新潟交通圏等)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成30年6月7日(木) 10時30分～11時10分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局より、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(新潟交通圏等8地域)について、事前の質問事項(①適正車両数の算出方法、②新潟交通圏、鹿児島市の特定地域計画認可までにその他地域と比べても長期間を要した理由、等)について、
 - ①規制緩和直前の平成13年度の実車率をベースにして、直近5年間分の平均需要量に見合った車両数を算出している。
 - ②新潟交通圏については、事業者規模に配慮しながら供給輸送力の削減台数や方法について長期間慎重に検討を重ねたこと、議決した特定地域計画の認可差し止め請求が提起されたことにより、認可までに期間を要した。
鹿児島市については、供給輸送力の削減率がその他の地域のうち最も大きくなっており、適正化の取組を各事業者がどのような配分で実施するかについて長期間慎重に協議してきたことにより、認可までに期間を要した。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。